

知事の権限に属すると畜並びに食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する事務を食肉衛生検査所長に委任する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月二十六日

秋田県知事 佐竹敬久

秋田県規則第五号

知事の権限に属すると畜並びに食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する事務を食肉衛生検査所長に委任する規則の一部を改正する規則

第一条 知事の権限に属すると畜並びに食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する事務を食肉衛生検査所長に委任する規則（昭和五十五年秋田県規則第十七号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>別表（第一条関係）</p> <p>一 と畜場法（昭和二十八年法律第百十四号）に関する事務</p> <p>(一) 略</p> <p>(二) 第八条の規定により、と畜場の管理者に対し、衛生管理責任者の解任を命ずること。</p> <p>(三) 第十条第二項において準用する第八条の規定により、と畜業者等に対し、作業衛生責任者の解任を命ずること。</p> <p>(四)・(五) 略</p> <p>(六) 第十四条第一項から第五項までの規定による検査をすることを。</p> <p>(七)・(九) 略</p> <p>二 略</p> <p>三 と畜場法施行規則（昭和二十八年厚生省令第四十四号）に関する事務</p> <p>第三条第一項第七号イの規定による指示をすること。</p> <p>四 略</p> <p>五 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成二年</p>	<p>別表（第一条関係）</p> <p>一 と畜場法（昭和二十八年法律第百十四号）に関する事務</p> <p>(一) 略</p> <p>(二)・(三) 略</p> <p>(四) 第十四条第一項から第四項までの規定による検査をすることを。</p> <p>(五)・(七) 略</p> <p>二 略</p> <p>三 略</p> <p>四 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成二年</p>

<p>法律第七十号) に関する事務</p> <p>(一) 〽 〽 略</p> <p>(五) 第十六条第八項の規定による確認規程の廃止の届出を受理すること。</p> <p>(六) 〽 〽 略</p> <p>六 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律(令和元年法律第五十七号) に関する事務</p> <p>(一) 第十五条第二項の規定により、輸出証明書(と畜場及び食鳥処理場並びにこれらに併設して営業する食肉処理業の施設において処理された食肉に係る衛生証明書に限る。以下同じ。)を発行すること。</p> <p>(二) 第十七条第二項の規定により、適合施設(と畜場及び食鳥処理場並びにこれらに併設して営業する食肉処理業の施設に限る。以下同じ。)を認定すること。</p> <p>(三) 第十七条第四項の規定により、適合施設が認定要件に適合していることを確認すること。</p> <p>(四) 第十七条第五項の規定により、適合施設の改善を求め、及びその認定を取り消すこと。</p> <p>(五) 第三十八条第二項の規定により、必要な報告若しくは物件の提出を求め、又は職員に、立入調査をさせ、若しくは質問させること。</p> <p>(六) 第三十八条第五項の規定により、輸出証明書の発行又は適合施設の認定を取り消すこと。</p> <p>第二条 知事の権限に属すると畜並びに食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する事務を食肉衛生検査所長に委任する規則の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。</p>	<p>法律第七十号) に関する事務</p> <p>(一) 〽 〽 略</p> <p>(五) 〽 〽 略</p>
<p>改正後</p>	<p>改正前</p>

別表（第一条関係）

一～三 略

四 食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）に関する事務（と畜場及び食鳥処理場に係る事務に限る。）

(一)・(二) 略

(三) 第五十九条の規定により、食品等を廃棄させ、及び処置をとることを命ずること。

五・六 略

別表（第一条関係）

一～三 略

四 食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）に関する事務（と畜場及び食鳥処理場に係る事務に限る。）

(一)・(二) 略

(三) 第五十四条の規定により、食品等を廃棄させ、及び処置をとることを命ずること。

五・六 略

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、同年六月一日から施行する。